

令和3年度 東京都税制調査会第5回小委員会

令和3年10月1日（金）10:00～11:43

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21（オンライン開催）

【三浦税制調査担当部長】 それでは、各委員の皆様、お集まりのようですので、小委員会を始めたいと思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これから、令和3年度第5回小委員会を開催させていただきます。

今回の小委員会につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン開催とさせていただきます。

本日は、既にお送りしております答申の案文を御参照いただきながら御審議をいただければと存じます。

なお、本日は宮本委員が所用のため欠席されておりますことを御報告申し上げます。

それでは、今後の進行につきましては諸富小委員長にお願いしたいと存じます。

諸富小委員長、よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。

本日も御参集いただきまして、ありがとうございます。

早速、議事に入らせていただきます。

本日は、令和3年度東京都税制調査会答申の案文について御審議をいただきます。

先日の第4回小委員会でもいただきました御意見を踏まえまして、答申の案文を修正いたしました。本日は、修正箇所を中心に審議をいただきたいと思います。事務局の説明の後に審議という手順で進めさせていただきます。

それでは、事務局から、答申の案文について説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 では、事務局より御説明させていただきます。

今回は、前回の第4回小委員会でも各委員の皆様からいただいた意見に基づいた主な変更点を中心に御説明させていただきます。

ただ、いろいろ御意見をいただきましたけれども、第7期中の議論との兼ね合いとか、その他時間の制約等もございますので、全ての意見が反映できているものではないということについては、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

それでは、変更点について御説明させていただきます。赤字の部分が変更点となっております。

1ページ目、「I 税制改革の視点」「1 基本的視点」「（1）少子高齢・人口減少社会」のところからとなります。

前回、高齢者にかかる費用をどう減らすのか議論になりがちなのですが、現役世代が力を発揮するためにという視点が必要だという御意見をいただきまして、それで、まずサマリーの中にもございますけれども、あと本文、2ページのほうにパラグラフを1つ追加させていただいております。

サマリー部分を読ませていただきます。

高齢者のみならず、子育て世代、現役世代を含め、給付・負担を全世代が広く支える「全世代対応型の社会保障制度」への転換が重要

ということになってございます。これが1つ目でございます。

もう一つが1ページの本文の中段にございますけれども、前回、社会保障の増加分を消費税だけで賄う

ことは予定されていないという御意見をいただきましたので、こちらを「消費税」から「税収」という形に置き換えさせていただいてございます。

続きまして、4ページ、「地方分権改革の推進」というところでございます。

こちらは前回、女性や外国人労働者などにつきまして、生き生きと働ける環境だけでなく、多様な人材が尊厳を持って生活できる環境を整備することが必要ではないかという御意見をいただきました。そこで、該当する部分につきまして、「尊厳をもちながら安心して暮らせる」と修正させていただいてございます。

次の5ページ、「(3) 財政の持続可能性の確保」のところでございます。こちらは、コロナの収束を見据えて新規の財源確保、あるいは国と地方と共同で責任を果たしていくことが必要ではないかという御意見をいただきましたので、本文とサマリーの文章を、「社会保障関係経費等の増大に対応した国税及び地方税の充実・確保など、喫緊の課題について丁寧に説明し、国民の公平感を高める努力が必要」、このように修正させていただいてございます。

次の修正が9ページになります。「2 時代の変化に対応した視点」「(1) 新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響」というところでございます。こちらは、9ページの下段からになりますけれども、コロナの後遺症が医療機関とか労働市場に与える影響について触れたほうがよいのではないかという御意見をいただきました。その関係で、9ページから10ページにまたがるパラグラフを追加させていただいております。

続いて、11ページの最後のほうに赤を入れておりますけれども、ギグ・ワーカーについて、個人事業税の部分とつなげていくようにすればいいのではないかという御意見をいただいております。こちらについては、まず、こちらにあるとおり、「既存の職業の枠にとらわれない」という文言を追加させていただきました。あと、後ほど49ページ目のところでも紹介いたしますけれども、つながりが出るように文章の追加・修正をさせていただいております。こちらのほうは49ページのところで御紹介できればと思います。

続きまして、12ページ、「所得格差に対応した税制」となります。こちらは、若年層と高齢者層との所得再配分効果について顕著であると分かるように書いたほうがいいのではないかという御意見をいただきました。そこで、本文2つ目のパラグラフのところをこのように修正させていただいて、その辺りが分かるようにさせていただきました。

次の13ページとなります。こちらは、生活保護が増えているのですけれども、それが直接格差拡大になっているというわけではない、現に増えていないということもあり、誤解のない書き方にさせていただきたいという御意見がございました。

こちらは、内部でもいろいろ検討しましたところ、会長にも御相談をしたのですが、やはり格差拡大の結果が生活保護ということであって、生活保護が格差拡大の原因というわけでもないので、誤解がないようにするために、当該パラグラフをここでは削除する形で対応させていただいております。

続きまして、14ページ、「税制のグリーン化」のところです。こちらは、14ページと18ページの本文となりますけれども、「公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める」というところについて違和感があるという御意見もありましたので、ここでは誤解のないように「公平の観点から」という文言を削除させていただいております。

続きまして、25ページ、「税制改革の方向性」の中の「真の地方自治の確立に向けた税財政制度のあり方」のところ。「(1) 地方法人課税」の「イ 地方法人課税の偏在是正措置」のところになります。25ページがサマリーで、27ページが本文となります。

ここでは、まず、「受益と負担という地方税の重要な原則に反する」というところについての説明が足りないのではないかという御意見をいただきました。そこで、27ページの該当部分につきまして、「法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分するものであり、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する」、このように文章を修正させていただいております。サマリーもそのように採用させていただいております。

27ページでもう一つ、ここでは御意見として、地方税法人課税で事実上の国税化をしておる、事業税について譲与税化している、森林環境税についても同じようなプロセスをたどっているのではないかと。例示でもいいので、法人課税のパートに似たようなことが森林環境税で起きている、そういった記載があってもいいのではないかと御意見をいただいております。そこで、27ページの下から2つ目のパラグラフですけれども、ここをこのように追加をさせていただいております。

続きまして、31ページ、「法人事業税の外形標準課税」のところでございます。具体的には32ページですけれども、ここでは御意見としまして、中小企業の外形標準課税について、人件費を引いてから課税するなど、課税ベースのあり方を考え直したほうがいいのではないかと御意見をいただきました。そこで、32ページの下から2つ目のパラグラフのところに、「また、付加価値額から人件費を除く等、中小法人に適した課税ベースについて検討すべきという意見もあった」、このように追加させていただいております。

続きまして、35ページ、「(2) 消費課税」の「イ 地方消費税の清算基準」となります。こちらは、清算基準の趣旨を目指して改正しておりますのですけれども、結果的に統計データの一部の除外とか、人口割合の引上げとか、従業者の引下げと、あくまで結果としてこのようになったということなので、そこは整合性が合うように文章の修正をお願いしますという御意見がありました。そのため、35ページにありますような書きぶりにそれぞれ修正させていただいております。それぞれまた御確認いただけたらと思います。

続きまして、39ページ、「(3) 個人所得課税」の「ア 個人住民税の現年課税化」のところでございます。こちらは、現年課税について、給与所得を得た段階から支払う仕組み、例えば予定納税とか源泉徴収をどこまで整備できるかが課題だというような御意見をいただきました。対応としましては、源泉徴収及び予定納税を含めて納税の部分の電子化などが必要だという書きぶりに、39ページのとおり修正させていただいております。

続きまして、41ページからですけれども、まずここで一つありました御意見が、累進所得課税というのは総合課税制度ではないかという御意見をいただきましたので、こちらのページと続く43ページなどを総合課税制度というふうに修正をさせていただいております。

ここでもう一つ御意見をいただきましたのが、引上げは妥当なのですから、国、地方の取り分とか、国税、地方税のどちらを上げるかなど、そういったことも考えておかなければならない、そういった御意見を複数いただきました。その対応としまして、サマリーと本文の該当箇所にもありますとおり、「主要先進国の税率を参考にして引き上げること及び国・地方間の配分について検討すべき」、そのように文章を修正させていただいております。

続きまして、50ページ、「法人事業税」になります。先ほど紹介しましたギグ・ワーカーの部分とつながるように、50ページの下の部分の文言をこちらのように修正させていただいたということになってございます。

続きまして、52ページ、「都の重要施策を支える税制の役割」という部分でございます。こちらは、このページの一番下にある課税自主権の②の表現が分かりにくいのではないかと御意見をいただきました。

した。そこで、「税で措置するという手段が、政策目的の実現のために効果的か」、このように文章を修正させていただいております。

続きまして、54ページ、55ページ、「地方財政調整制度」のところでございます。こちらは、最後の結論の部分について複数御意見をいただいたところございまして、第7期中の平成30年度の答申の文章を採用したほうがよろしいのではないかとございまして、平成30年の答申の文章に合うように結論のところを修正させていただいております。

続きまして、56ページ、57ページ、「2 時代の変化に対応した税制度の構築」「(1) コロナ禍に対応するための税制」のところです。「ア 感染症対策のための将来の税制構築に向けて」という部分でございます。

こちらは複数の御意見がございまして、1つは、国の特別会計であることとか世代間負担を緩和するために、より早く償還する必要がある、こういったことについて言及したほうがいいのではないかとのお話がございました。もう一つは、サマリーの部分で、地方に配分することなどと細かく書いていくと、やり方を拘束して、後々整合性が取りづらくなるのではないかと御意見をいただいております。そのため、56ページのサマリーにあるような形に文章を直させていただいております。

念のため、サマリーの部分を読ませていただきます。

国は、上記のとおり課税した場合の税収について、新型コロナウイルス感染症及びその他の新興感染症対策費用として収支を明確にするとともに、早期に償還することで世代間の負担の平準化を図るため、適切な時期に特別会計化すべき

そのように修正させていただいております。

続きまして、59ページ、60ページ、「ウ 税務行政のデジタル化の推進」のところでございます。こちらは、やはり複数の委員の先生から、税制の簡素化とかデータの利活用などについて御意見をいただいたところでございます。そのため、59ページのサマリーと60ページの本文をそれぞれ修正しまして、税制の簡素化や行政におけるデータの効率的な活用などを検討する、その旨を記載させていただいております。あわせて、60ページの1つ目のパラグラフのところにつきましては、それ以降のパラグラフへのつながりをよくするために、事例のほうを差し替えさせていただいております。

続きまして、61ページ、「(2) 環境関連税制」「ア 税制のグリーン化に向けた取組」というところでございます。

こちらは2つ目のパラグラフが赤くなっていますが、こちらは外部不経済の内部化につきまして、「汚染者負担の原則」とか「現在と将来世代との間の公平」及び「応益原則」というのが記載されていたのですが、内容にそごがあるので修正が必要ではないかと御意見をいただいております。そのため、61ページのパラグラフのように修正させていただいております。

外部不経済の内部化に寄与するとともに、環境保全に係る費用は、原因者が環境負荷に応じた負担を負うべきであるとする「原因者負担の原則」や将来にわたる環境への影響抑止という「現在と将来世代との間の公平」とも合致する

このように修正をさせていただいております。

続きまして、62ページでございます。こちらは、森林環境税につきまして、もともと「基本的視点」の部分なんかに影響するので、地方自治体としては触れておくべきではないかと御意見をいただいております。追加工の2つは森林環境税についての説明となっております。最後の1つにつきましては平成29年度の答申を参考にした文章を追加させていただいております。

続きまして、64ページ、こちらは「イ 『地球温暖化対策のための税』の将来像」のパートとなります。ここでは、下のほうにありますけれども、化石燃料に対する税負担のあり方について、下流課税というのが可能なのだろうかという意見をいただきまして、文章として「課税の実現性も含めて検討を進めるべき」というふうに修正をさせていただきました。

次に、66ページの上のほうですけれども、こちらでは、ドイツでは雇用側だけではなくて労働者側の社会保険料の軽減もあったのではないかという御意見でした。確認してみたところ、確かにドイツではそのようにされていたというふうになっておりましたので、66ページにあるとおり、「及び労働者」というふうに修正をさせていただいてございます。

続きましては、78ページ、「(3)自動車関連税制」「イ 自動車関連税の改革」のところでございます。走行距離課税についてあまり後ろ向きにならないような書き方にしてほしいという意見がございましたので、「今後、こうした課題を整理するとともに、国や民間事業者とも連携しつつ、その解決策を検討していく必要がある」、このように文章を修正させていただいております。

最後、81ページ、「(4)デジタル経済に対応した税制」となります。こちらは、19ページのほうで、過去の案で検討されていた業種の制限という言葉が削除されたため、「デジタル課税」という呼称は適切ではなくなったと。このようにさせていただいていましたので、「デジタル課税」という名称を変更させていただきまして、ごらんのとおり「OECD案 第1の柱により」という形で文章を修正させていただいてございます。

あと、41ページの最後のパラグラフのところでは修正が漏れていたところがございますので、こちらは別途修正して、また後ほどお示しさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

私からの説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして御意見を皆様からいただきたいと思っております。御意見のある委員は画面に向かって手を挙げていただければと思います。あるいは、画面に映っていない委員の皆様は御発声をお願いいたします。いかがでしょうか。

会長、よろしく申し上げます。

【池上会長】 今、事務局から説明しました修正案につきましては、先ほども御発言がありましたが、私と諸富先生の判断で修正を行ったということでございまして、それぞれの文言について一々確認しつつやってきました。その結果であるということについて御理解いただければと思っております。

それから、41ページの点ですが、実は吉村先生だったか、金融所得課税の税率が今一律20%分離課税になっているのは、御存じのとおり国税と地方税を合わせた税率です。それに対して、その下の5%から45%の7段階の超過累進税率というのは国税だけなので、そこはバランスが取れないわけです。そのところもバランスが取れるような書きぶりに修正させていただきます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、ほかの委員の皆様、コメント、御質問等はございますか。

では、高端委員、よろしく申し上げます。

【高端委員】 高端です。

何点が触れたいと思っております。これはそんなに重要度が高くないのですけれども、11ページの今回修正を入れていただいたところでは、「既存の職業の枠にとらわれない」、つまり働き方とか雇用関係にあるのか、そういう働き方の既存の枠にとらわれない形が増えてきたというのはそのとおりですけれども、

「職業の枠にとらわれない」というのは、「職業」という言葉の定義によるかもしれないですけども、正しい描写なのかなと思いました。既存の枠にとらわれない新しい働き方が出てきたというのはそのとおりだと思います。一応申し上げておくという程度のことです。

次に、25ページのサマリーと27ページの本文のところに関してですが、これは前回申し上げようかと思って、ほかにいろいろあったので漏らしてしまったことであるとともに、昨年度までの答申で同じような述べられ方が多分されていたと思うので、このタイミングで問題提起していいのかどうかというのは、私自身気になるところではあるのですが、一応私の感じたことを申し上げておきます。

まず、サマリーのほうで見ると、書きぶりを直したほうがいいのではないかとというのは、私が前回申し上げたことで、御対応いただいてありがとうございました。その上で、「法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分するものであり、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する」という表現が、まず前段の法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化することが問題だというのはそのとおりだと思います。国税化して、応益関係のない地方に配分するものであるというのもそのとおりだろうと思います。

ただ、この場合、もう国税化するわけなので、「受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する」というのが批判の論点としてずれているのではないかと。つまり、もう国税化しているわけですよ。そうすると、例えば交付税なんかも、これは交付税化も含めての話ですけども、そもそも受益と負担の対応性の外側のところで、別の論理で必要性があって財政調整でやっているわけですよ。国税化して配分するということが応益原則という地方税の重要な原則に反するというのが、これは批判として成り立っているのかなというのが少し気になっていまして、ほかの委員の皆様がどうお感じになるのかなというところは気になります。その2ページの後の27ページののところも、同じ表現になっていて、それは同様の理由で私は違和感を抱きました。

さらに、一応申し上げておくと、国税化措置ということで譲与税化と交付税化を一くくりにして批判を加えているわけですけども、譲与税化して配るとということと交付税の原資に入れるということは性質が違ふ。私の感覚でいくと、国税への逆移譲で、交付税の原資を豊富化するというのは、譲与税化と比べればあり得る手段ではあると思うので、いずれにしろ、譲与税化と交付税化を一くくりしているのも少し気になりましたが、だから絶対にこう書き直すべきだというほどのこととは私は感じておりませんので、一応申し上げておくという程度の話です。

あと2つ、手短に済ませます。

64ページ、これは言葉の問題ですけども、今回直していただいたところの「実現性」という表現ですが、あまり「実現性」と言わないのではないかと。「実現可能性」のほうがいいのではないかと感じました。

最後です。参考資料のほうに話になるのですが、2か所ほど、これは確認してもいいのではないかと感じました。

1つは、参考資料のPDFのページ数でいくと3ページ、振ってあるページ数でいくと2ページになりますが、「地方法人課税の偏在是正措置等による影響額の推移」ということで、これは注を見れば東京都の話をしているのだなというのは分かりますけれども、図のタイトルにも東京都の影響額としておいたほうが、紛れがなくいいのではないかと。ということです。

同じく、参考資料の振ってあるページ番号だと5ページ、PDFでも5ページです。「『ふるさと納税』に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）」という表がありますが、私もそうなのですが、これは目が弱っている人にとってはかなりハードルが高いのではないかと。ここまで5年度間を並べて、さらに

令和3年度をブレイクダウンしたものが右側にあるので、例えば横幅の少し項目を減らして小さくした上で、少し見やすく拡大してあげてもいいのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、一旦、手を挙げていただいている委員の皆様順に御発言いただいてから、池上会長及び事務局に回答すべき点についてお答えいただきたいと思います。

では、次に佐藤委員、次に土居委員に御発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

【佐藤委員】 よろしくお願ひします。気づいたところは3点ほどですけれども、2ページのところで、「『全世代対応型の社会保障制度』への転換」というのは、うたい文句みたいにしてよく出てきますけれども、転換というときに、単に予算を充てればいいという話ではなくて、後に給付つき税額控除が出てくるように、新しい制度が必要なのですね。これは単に予算配分を見直せば何とかできるという話ではないのです。この辺り、社会保障の担い手である現役世代への支援、つまり、新しい制度の創設も含めてとか、そういったことを考えないと、例えば単に児童手当をあげればいいのかという話になってしまいますので、それは少し違うよということだと思ふのですね。それが1つ目。

それから、37ページ目のところで個人住民税の話が出てきて、別にここに何かオブジェクションがあるわけではないのですけれども、実は45ページの私的年金のところ、一時金と給付金のところの所得区分の違い、雑所得か、あるいは一時所得か、そういう所得区分の違いの話が私的年金のところに出ていたなと思ったときに、実は同じ問題が個人住民税にもあります。これは今後の課題でいいのですけれども、例えばフリーランスは事業所得、サラリーマンは給与所得なわけで、控除の仕組みが違う。これは前も言ったような気がするのですが、なので、所得区分の見直しというのは、これは個人住民税というよりは所得税だと思ふのですが、そこでも問われてくるのかなという気はしました。今回の議論は、現年所得課税の話なので直接は関わらないかもしれませんが、少し気がついたまでということですよ。

あと、60ページ目、これが一番大きいコメントになりますけれども、最後のところで、今回、デジタル化に向けてということで情報の利活用等々を言っていたのは結構なのですけれども、「既存の法令等にも留意しつつ」と書いていますよね。既存の法令に留意したら何もできないのですよ。なぜかという、今の個人情報保護条例であれ、各種の仕組みが既にこの段階でデータの利活用を縛ってしまっているのです。なので、既存の法令自体を見直せと。法令なので、法律だけではなくて、政令だろうが、省令だろうが、通知だろうが、あるいはローカルルールといひますか、単なる現場での解釈も含めてということになりますけれども、留意していたら前に進まないのです。なので、厳密に言えは、既存の法令をきちんと見直しつつだと思ひました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 修正、どうもありがとうございました。

地方財政調整制度のところの点は平成30年度のものを採用するということで、私はそれでいいと思ひます。

もう一つ、それに類するところでもありますけれども、25ページと27ページのところで、地方税という言葉に何を込めているのかということにかかっているのかなという気はしています。確かに、高端委員がおっしゃるように、国の財政調整制度を前提とした徴税ということであれば、別に受益と負担の関係がそこで崩れたとしても、もともと税収の格差是正ということなので、受益と負担の関係が崩れるという

ことをある意味意図しているということにはなるわけです。けれども、私は事務局が言いたいことと同意見なので、そこはこの文章の意図は生かしていいのではないかとは思っています。ただ、誤解を招く表現になっているとすれば、その部分は修正をしたほうがいいのではないか。

つまり、私は前回もそういう表現で、口頭で申し上げましたけれども、地方税というよりかは地方自治体が徴収した税を国税として徴収するというか、品のない言い方で言えば、国が地方から召し上げる、こういう形での偏在是正措置というものはいかがなものかということが言いたいということなのではないか。

だから、ここに書かれていることは、そもそも法人事業税として地方自治体の税収となっていたものを国が召し上げている、それから法人住民税として地方自治体が取っていたものを国が召し上げる、こういうところを批判しているということに限っているということだと思いのですね。あと、森林環境税で個人住民税の均等割という形で地方自治体が徴収していたにも関わらず、それを国が召し上げる。その部分を言いたいということだと思いのですね。それを修文案では、地方税という言葉で表現すると。

ただ、我が国の地方財政制度、地方税制は、釈迦に説法ですけれども、地方税法という国の法律に規定されているということが第一義的にあるわけです。地方税と言いつつながらも国の法律で規定している、そういう位置関係にあるということを見ると、地方税というものが、私が意図している、恐らく事務局もそう意図していると思うのですが、地方自治体が一旦徴収してとか、ないしはこれまでの仕組みとしては地方自治体が徴収してそのまま国が召し上げないという仕組みだったのに、それをここで言うところの国税化している、そういう関係なのだと思います。

だから、地方法人税は確かに交付税財源になっているのですが、だったら、国の法人税でそのまま地方法人税とラベルを貼り替えて、その部分だけダイレクトに国が徴収すればいいのではないかという話とパラレルになっているところなのだと思います。なので、その誤解を招かないような表現ぶり、地方税ということよりは「地方自治体が徴収している税」というふうに、一旦地方が徴収事務に携わっているということを意図するような書きぶりにすれば、財政調整のための財源を国が取ってはいけないということではないと思います。それはそもそも地方自治体の手を煩わせることなく取ればいいということなのだと思いますけれども、地方自治体の手を煩わせながらさらに召し上げているということだから批判する、そういう位置づけになっていると思います。意図している内容自体は、私はそのまま残していいと思うのですが、誤解を招く表現であれば、どう表現すればいいかというのは、今少し申し上げた地方自治体が徴収して税をとるというふうに、地方税と、ここの25ページと27ページの文章を、そういうふうな私が今申し上げたようなフレーズとか、また別のフレーズでもいいかもしれませんが、それに書き換えることにしてはいかがでしょうかというのが私の意見です。

以上です。

【諸富小委員長】 今、具体的な御提案もいただきました。

今、3名の委員の皆様方から御意見、コメントをいただきましたので、まずは池上会長に今回の修正案をまとめていただいた立場からお話をいただき、事務局からさらに補足的に今の3人の委員の先生方からいただいたコメントのリプライをお願いしたいと思います。

ほかの委員の皆様方、御意見をお持ちであれば、この後にまた伺います。また、小林委員が参加されたということで、小林委員からもございましたら後ほどお願いします。

では、池上会長、お願いします。

【池上会長】 いろいろコメントをいただき、ありがとうございます。

今、出されましたコメントはいずれも素案を修正したところで、修正した結果、さらに議論を呼ぶという、当然と言えば当然なのですから、それについてのコメントが多かったと思います。

もちろん文章の表現を書き換えればということについては、例えば先ほどの「職業」は、最初はたしか「仕事」と書こうとしていたのですが、どういう表現に書き換えれば適切かということについては少し考えさせていただきます。

それから、高端委員、土居委員からありましたのは、受益と負担の対応関係を重視した地方税の原則について、今行われている偏在是正措置をどのように評価するか、バランス取れた表現になっているかどうか、ということについてのコメントでした。

ここについては、恐らく委員の意見が全員一致しているわけではないということはよく知っておりますので、その中でここまでは書けるのではないかと思っています。ただし、御意見をいただきましたので、今いただいた御意見を酌みつつ、どういう表現にすれば適切かということ、時間をいただいて考えさせていただければと思います。その点について、意図は分かりましたので、あとはお任せいただければありがたいと思っています。

それから、全世代型社会保障について、これは今回入れたわけですが、それは転換というのではなくて、新しい制度が必要だという表現ではないか、これは佐藤委員から御意見がございました。ここも表現を考えさせていただきます。

それから、佐藤委員からは、住民税、所得税を通じた所得区分の見直しについてという点もあったのですが、これはここで議論をあまりやっていないところであり、御意見をいただいたのですけれども、急に変えるのもなかなか大変なので、今後の課題になるのではないかと思っています。

それから、60ページのデジタル経済のところ、行政のデジタル化にふれたところですが、「既存の法令等にも留意しつつ」と言うのは既存の法令に手をつけないように読めるのではないかと、そういう御批判かと思っています。そのように思っているわけではないので、既存の法令そのものも見直しの対象になるということを知るような表現にします。

なお、参考資料に関する高端委員からのコメントについては、できる限り対応したいと思います。

【諸富小委員長】 会長、ありがとうございました。

では、事務局から、今の会長のお答えに対してさらに補足的な説明等がございましたら、よろしく願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 特にはございませんけれども、土居先生がおっしゃっていただいたときに、音が割れてよく聞こえなかったのですけれども、修文の案のところをもう一度お聞かせいただければありがたいのですけれども。

【土居委員】 私、発言はしたのですが、本文そのものをまじまじと見てみると、我が申し上げたことが日本語としてそのままダイレクトにははまらないかなと思ったもので、さっき言ったことと違う言い方に変えるということをお許しいただければと思います。

先ほど申し上げたところは、「法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を」、その表現について修正をしてはどうかということを申し上げました。その点には変わりはないのですけれども、高端委員がおっしゃるような意図で誤解を招くおそれがあるので、それを「地方税(地方自治体が徴収した税)」みたいな形にしたらいのではないかと。

今、括弧でくくった部分を「地方税」という単語と置き換えると、日本語としてこの文章は意味が分からなくなってしまう、日本語として表現がおかしくなるということがありますので、さっき申し上げたのを若干修正して、括弧でくくるということを修正案として申し上げさせていただきたいと思っています。

ほかにもう少しこなれた表現というか、私が申し上げた意図をよりよく表現できる言葉があれば、その言葉に変えていただく分には全く差し支えありません。

以上です。

【内田税制調査担当室長】 ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

引き続きまして、他の委員からの御意見を賜りたいと思います。

高端委員からお手が挙がっています。よろしくお祈りします。

【高端委員】 今の点です。ごく手短に。

土居委員のほうで丁寧に御説明いただきまして、土居委員の御発言の内容に全く異存はありません。おっしゃるとおりの趣旨だと思います。

その上で、修文ですけれども、これも御検討いただければと思うのですが、25ページ及び27ページですけれども、「受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する」のところを、土居委員の御趣旨も踏まえると、例えば、受益と負担の対応に基づき地方自治体が徴収した税収を国が取り上げ配り直すという意味で問題だと思うので、要するに紛れのない表現になればいいのかなという趣旨でございます。

以上です。

【諸富小委員長】 高端委員、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、追加的な御意見、コメント等はございますか。

今、お手を挙げていただきました3名の委員の方々、沼尾委員、工藤委員、金井委員の順番でお願いしたいと思います。

では、最初に沼尾委員、よろしくお祈りします。

【沼尾委員】 細かいところが1つと、大きな話が1つです。

まず1つ目は、これは出たかもしれないのですけれども、56ページ、57ページのところの修文で、こちらは細かい点ですが、「早期に償還することで」というのが出てきているのですけれども、これはすごく唐突なので、特に56ページのところ、「新型コロナウイルス感染症に関する特例公債の」というのを入れておかないと、何の償還だか分からないかなと気になりました。

次に59ページ、60ページの「税務行政のデジタル化の推進」のところですけれども、前回の発言も踏まえて、統一化・標準化を通じた効率化の話に対して、「データの効率的な活用」ということを入れていただいたことはよかったですけれども、税務も含めた行政のデジタル化というのは、今後の国と地方の関係を集権化の方向に持っていくのか、分権化の方向に持っていくのかというところでは、かなり大きな改革なのではないかなと私自身は思っています。

もちろん、統一化・標準化を通じて効率化を図るという意味で、これには一定の意味もあるわけです。けれども、前回も工藤委員もおっしゃっていましたが、税務以外の様々なデータを活用しながらそれぞれの地域の実情を把握して、きめ細かい、例えばサービスを提供するとか、地方の課税自主権の行使みたいなことを考えると、そういったところにもデジタル化というものの可能性はあるのではないかと。

そう考えたときに、今回のこの整理は、デジタル化を通じて統一化・標準化して効率化をするよという、集権型の仕組みがすごく強調されているのですけれども、むしろローカルなデータを活用することによって地方が独自に、税務行政もそうですけれども、税というものを活用していけるような仕組みを考えていくという視点をもう一つ入れていただけないかということが前回申し上げたかったことなのですけれども、それがうまく伝えられなかったということで、改めて補足させていただきました。

今回、60ページの最後のところに「課税自主権の発揮を阻害しない」ということを書いているのですけれども、もう一つ踏み込んだ記述があってもいいのではないかと思ったところです。

以上でございます。

【諸富小委員長】 沼尾委員、ありがとうございました。

続きまして、工藤委員、よろしくお願いします。

【工藤委員】 一つは、実は今沼尾先生がおっしゃっていただいたので、もう割愛させていただきます。今の行政のデジタル化のところをもう少しポジティブな、といいますか、単に行政効率、税務行政の効率を上げるというだけではなくて、データの活用による、よりポジティブな、きめ細やかなという表現があったほうがいいのではないかと。そうでないと、単なる行政効率の話だけにやや矮小化されるおそれがありますので、ぜひそこはお願いしたいというのが一つでした。

もう一つは、細かい話で、冒頭に高端委員が御指摘になっていたギグ・エコノミーのところの「職業」というのは私も若干気になった表現で、ここは少し書き込んだほうが良いと前回申し上げたので、ではどういう言い方が一番いいのかというのはぱっと思いつかないのですが、11ページ、「職業」のところは御検討いただければというのが2点目です。

3点目といたしましては、81ページ、確かに「デジタル課税」という言葉が適切ではないということで下の部分を消していただいているのですが、そうすると、このページは実はタイトルに「デジタル経済に対応した税制」というのがあるだけで、どこにも章がないページになってしまっていて、少し読みにくいかなというのが気になりました。

「デジタル課税」という言葉を使わないにしても、タイトルにある「デジタル経済に対応した税制」というところがありますが、本文中に全くそれがないので、少なくとも後半のところ、もう少し分かりやすい、例えば最後の「いずれの地方自治体において事業活動が行われるとみなすことができる」というところで、「デジタル経済に関わる事業活動」とか、1か所ぐらいでもいいと思うのですが、入れたほうが文章として分かりやすいのかなと思いました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 工藤委員、ありがとうございました。

続きまして、金井委員、お願いいたします。

【金井委員】 金井です。

修文というよりは印象に近い点が1つですが、前回もお話ししましたけれども、少子高齢化というのは、国レベルの話ですと社会保障とか財政の持続可能性という話になるというのは非常によく分かるのですが、地域とか空間とか土地利用にあまり言及がないなど。スポンジ化とか、そういうことへの言及がなく、この答申が東京都という名前を入れ替えればほとんどどこでも通用するような、それは国に対して提言するのだからそうだという話もあるかもしれませんが、自治体という、様々な地域とか土地利用に関わる観点全体に抜け落ちているなという印象です。

例えばコロナの影響にしても、移住がどうなるかとか、都心におけるオフィス需要がどうなるかとか、都市とか地域に関する視点が無い。どこを修正するという、別に修正案を持っているわけではないのですが、一般的な書き方として、発想の頭が国と同じだなという気が非常にありまして、もう少しいろいろなところへ都市自治体としてのスタンスを出したほうがいいのではないのかなという印象があります。ただ、具体的にどこを修文するのか、どこに入れるのかというのは難しいと思います。前回もその点を申し上げたにもかかわらず入っていないということは、要するに入れにくいということなのだと思いますが、若干、顔の見えないといいますか、土地の雰囲気がない根無し草の議論だなというのが印象としてあります。

2点目は、言葉遣いなので細かい話なのですが、4ページの辺りですけれども、保健所が非常に大変だという話があって、いろいろ仕事をしましたというのはいいのです。しかし、「地方の役割が改めて広く

認知された」と書いてありますけれども、本当は違うのではないのと。保健所の体制がいかにか弱体だったか、あるいは、自治体の行政体制の基盤がいかにもろかったかということですね。これは多分デジタル化にもつながるので、デジタル化したらうまくいくのではないかというのは一つの対策ですけれども、本当にそうなのかなという疑問が若干ありました。

特に、感染症法の仕組み自体が保健所に過大なストレスを与えるような一種の机上論に立っているのではないかというのが、むしろ今回、明らかになったと思うのです。「役割が改めて広く認知された」と言うのだったら、保健所は、少なくとも感染症法に対応できるだけのマンパワーとか財源、専門性を持たなければなりませんし、そうでないならば、保健所を通じた国の法制のあり方自体が、そもそも無理があるということです。原案は「広く認知された」というのは曖昧な表現だなという印象を持ちました。

それから、そのすぐ下、「女性・高齢者・外国人等が」というふうに名指しにするのですけれども、こういうのはあまりよくないというのが印象であります。アイデンティティーに偏ったフレーミングなのですけれども、果たしてそうなのかなと。こういうふうにカテゴライズすると、それから漏れ落ちる人が出てきて、例えば女性が尊厳を持つのだったら、じゃあ男の尊厳はなくていいのかというような、いわばバックラッシュと申しますか、妬みそねみを生むような表現です。こういうのはあまりよくなくて、端的に「全ての住民が」でなぜ駄目なのかというのが少し分からないということです。

例えば女性の自殺がコロナで増えたというのはそのとおりですけれども、男性の自殺はもっと多いわけですね。したがって、特定の「バラ」系のカテゴリーを出しておきながら、しかも、例えば、障害者とか貧困という「パン」系のカテゴリーとして出していないという話になると、こういう限定列挙的に書いていくというのは非常に危ないと思いますので、少しどうかなという印象を持っています。以上が2点目です。

3点目は、11ページで、税制そのものには関わらないのですけれども、「社会への影響」と書いてあるところが、こう言っては悪いけれども、非常に能天気な書き方になっているなという気がしています。デジタルをみんな活用してテレワークをやって、インターネット利用があって、ギグ・ワークできるようになって、みんな事態に対応してポジティブに頑張っていますみたいな描き方ですけれども、やや偏っているのではないですか。むしろ、孤立とか、分断とか、ストレスとか、不安とか、そっちのほうが大きくて、それに対して行政が何をすべきなのかという問題なのではないでしょうか。

デジタル技術の人々が自然に活用できるのだったら、それを頑張ってやってください、そんなものは行政の仕事ではなくて、民間のデジタル業者と、みんなが金を払って整備していけばいいだけの話で、そんなものは行政としてはほとんどどうでもいい話にしか見えない。勿論、行政は情報技術革新に追いついていく必要はあると思いますけれども、何か話がきれいごとにもみ偏っているなという印象を受けて、バランスが悪いなど。役所の文書だからしょうがないと言えばしょうがないのかもしれませんが、本当に困っているときに東京都というのはそもそもそういう問題は認知してくれるのかという問題に対して、心配を招くような表現ではないかなと思っています。

それから、62ページ辺りは、森林環境税についてはかなり詳しくいただいて本当にありがたいなと。やはりこれは重要なテーマであります。

ただ、同時に、これは森林を抱えている市町村が土地管理の問題、人口減少、少子高齢化の中で手が回らなくなっていくのをきちんと国に訴えたから、こういう仕組みができたのです。東京都は金が余っているから特に言わないのか、問題に気づいていないからかは分かりませんが、都会でも老朽マンションとか空き家はすさまじい問題です。特に都会はマンションです。すまじい負のレガシーがあって、管理には金がかかるけれども、金がないから手がつかない。民間で動くところは動いてくれるからそれは

結構だけれども、全てが動いてくれるわけではないというところで、少し森林環境税的な陳情のパワーをきちんと見習ったほうがいいのではないか。

出来上がった森林環境税は人头税だと思いますし、安易な地方税に対する付加税を国税で吸い上げるという非常に無責任な仕組みだと思いますけれども、人間が少なくなって土地の管理にお金がかかるということに対して、それを賄おうとした全国町村会とかの努力は非常に重要で、もう少し都市部においてもそういうことをやったほうがいいのではないかと思います。森林整備だけではなくて、同じような問題は結構あって、その財源調達をどうするのかという話があります。

あと、オリンピックについてほとんど触れていないのは面白いなというのが個人的な印象でありまして、なかったことになっているのかなと思いました。それはそれでいいのですけれども、非常に面白いなと思いました。

以上が感想です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、一旦ここまででいただいた御意見について、先ほどと同じように池上会長からお答えいただきまして、ありましたら事務局から補足説明をいただきたいと思います。

今、手を挙げていただいている松原先生はこの後にまた指名させていただきます。

では、池上会長、よろしく願いいたします。

【池上会長】 ありがとうございます。

デジタル化のところの表現は、どのように地方行政あるいは地方自治体の新たな可能性を開くのかということについての記述が欲しいということで、沼尾委員と工藤委員からお話がありました。その点は、どういう書き方ができるかということを考えます。

金井委員からは、少子高齢社会におけるまちづくり、あるいは土地利用の東京都の視点についての記述がないのではないか、という御指摘かと思います。これをどういうふうに入れられるのかということは少し考えさせていただきたい。

それから、社会に対する影響のマイナス面についての記述が、つまり心配な面がいろいろあるではないか、そういったことに対する記述が乏しいという点。コロナ禍における認識で、保健所の問題もありますし、社会全体に対するマイナス面の影響がここに書かれていないではないかということでもあります。マイナス面かどうか分かりませんが、世の中にどういう影響があるかということについて、記述のバランスの問題だと思います。そこをどういう書き方ができるのか、今御発言がいろいろありましたので、どういうことが可能なかということについて、少し考えさせていただきます。

それから、住民のカテゴリーの中で特定のカテゴリーだけを挙げると、そこに入っていない人はどうなのだという話になるのではないかと御指摘があったのですが、それもそうかなと私も思いました。そこも工夫ができるかなと思っております。

それから、職業というところについては、高端委員だけではなくて工藤委員からも御発言がありましたので、そこを工夫するという点についても先ほど申し上げたとおりです。

具体的な文案については、どうしたらいいという案がもしあれば出していただければありがたいのですが、だからといってそれを必ず採用するとも言えないので、どこまで書けるかということについての判断は私に御一任いただければ大変ありがたく存じます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、事務局から補足的に何か御説明がございますか。

【内田税制調査担当課長】 特にこちらからはございません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、松原委員、どうぞ。

【松原委員】 松原です。

いろいろ貴重な御意見を伺っていて、なるほどなと思ったのですけれども、私の前に御発言くださった工藤委員と金井委員のコメントについて、横から補足という形で、池上会長、大変僭越ですが、よろしいでしょうか。

まず1点目ですけれども、先に工藤先生のほうがお話しになられていたので、81ページのデジタル課税のところでは何か入れたほうが良いという御意見があったと思うのですけれども、私としては素案のままでもいいのかなと個人的には思っております。

国際課税について、現地の人たちと話をしていて、ターニングポイントが幾つかあったのですけれども、一番大きいのは、昨年の秋、E C J といつて欧州司法裁判所というところでハンガリーのデジタル税、D S T みたいなものがV A T ではない、付加価値ではないという判決が出てしまったことです。そこから流れが沈んでいったというか、少しネガティブなほうに行ってしまうというのがあります。あと、当局サイドとすると税収が思ったよりも上がらないというのが一番ネックになっている。そういうことを欧州勢からは聞きました。なので、私としては当初のこの案文のとおりでよいかなと。ただ、タイトルを少し変えたほうが良いのかなと思っています。

2点目ですけれども、金井委員がおっしゃったことに私も賛成というか、なるほどと思ったのです。別に女性だけが自殺率が上がっているわけではないとか、そういう話も出ていて、外国人も確かにそうなので、言葉遣いとしては「社会的弱者」と言ったほうが良いのかなと。ほかすというわけではないのですけれども、例えば外国人でも物すごく高給取りで外資系の会社で雇われている人もいれば、技能実習生みたいな感じで本当に使い捨てみたいな、すごく大変な状況で働いている方も両方いるわけですね。だから、一面的に捉えるというのは誤解を招くかなという気はしております。

私の理解によれば、要はみんなが嫌がるような仕事もきちんとやってくれる、エッセンシャルワーカーみたいなところに入ってきている外国人にも社会保障の網をかけるとか、税金も払ってもらえとか、そういう趣旨でこの話を議論していたのではないかと記憶していますので、もし置かれるのであればその辺りを考えられたらいいのかなと思います。

最後に、金井委員がおっしゃっていたオリパラのことも入れてほしいというのは、私も実は密かに思っていたのですが、どういう形でお入れになるかについては事務局のほうにお任せいたしますけれども、日本の場合はコロナとオリパラを実行したという、ダブルパンチという言い方はすごく悪いのですけれども、2つ足かせがあったのだけれども、国民のすごい犠牲の下で何とかオリパラは実行できたということもあるので、東京都の税調の答申だったらそれを入れておいてもおかしくないかなという気はしております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、野口委員、どうぞ。

【野口委員】 野口です。

本日も勉強させていただいております。ありがとうございます。

私からは簡単に2点、お話しさせていただきたいと思います。

まず1点目は、先ほど佐藤先生から御指摘があり、それに対して池上会長がお答えになった点について、59ページ、60ページにある「既存の法令等にも留意」という言葉をより発展的な方向で書き直すとい

う議論には賛成ですということをお伝えしたいと思います。

ただ、一方、行政の領域では、特に行政法では行政の継続性とか安定性みたいな話もありますので、必要に応じて必要な範囲で発展的な見直しと是正を図っていく、そういうポジティブメッセージとして伝わっていくとよいと願っております。これが1点目です。

もう一点は、大変細かくて形式的な点で恐縮ですけども、読んでいて、20ページの注の30というところがほかの注に比べると少し簡素な書き方になっていて、7月に大枠が決まって10月というふうに議論が動いているところであるので、なかなか書きづらいところではあるかと思うのですが、この30の書き方が例えば何かもう少しないのかなと。つまり、ほかのところは割とリジッドに何々に載っているとか、こういうデータがあるというような話だったので、こんな議論があるのをどうやって証明すればいいのかというのは全然ノーアイデアですけども、何かしらないかなと。もう既に御検討されてこの記述になっているのだと思うのですが、ずっと注だけ読んでいて少し気になりましたというところ。

以上です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、お二方の委員からの今のコメント、御質問に対して、まずは池上会長、よろしくをお願いします。

【池上会長】 ありがとうございました。

松原委員からは、先ほどの工藤委員からお話があった件、本文を変えるのか、それともタイトルを変えるのか、どちらかということです。どちらを変えたほうがスムーズにいくかということを少し検討させていただきたいと思っております。

それから、外国人、女性ということについては、先ほど金井委員の御指摘について述べたとおり、特定のカテゴリーを列挙するよりもそうではない書き方のほうがいいということですので、その点は考えさせていただきたいと思います。

それから、オリンピック・パラリンピックについて、前はそういう話は誰からも出てこなかったのですが、この段階で今言われると、議論していなかったものを急に入れるというのは実は難しいと思っています。そこは税制というよりも財政負担の件ですね。入場料が入ってこなくなったとか何とかと、マスコミレベルではそういうことを言われていますが、それが東京都の税制に直接響いてくるかどうか、財政には響くのですが、そういった点についてこの段階でどのように触れられるのかということは、今はなかなかお約束できない。そこは考えさせていただきたいというのが正直なところです。

それから、野口委員から、先ほどの既存の法令等の表現についてのコメントをいただきましたので、佐藤委員のコメントも含めて取り入れさせていただきたいと思います。

注の書き方については、私よりも事務局からお話するほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。20ページの注の30ですか。

【内田税制調査担当課長】 ここは、現在の状況を調べて、もう少し詳しく書けないか、検討させていただきたいと思います。

【諸富小委員長】 会長は今のとおりでよろしいですね。

事務局から補足的には何かございますか。

【内田税制調査担当課長】 今言ったところ以外は特にございません。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

松原委員、どうぞ。

【松原委員】 これも、いつ答申が公表されるのか、私はよく存じ上げないものですから、はっきり分からなかったのですけれども、議論をしているのは今ですけれども、公表されるのは11月ぐらいですよ
ね。

【池上会長】 10月22日には公表されます。

【松原委員】 10月22日はかなり微妙かなと思いますね。今現在まとまっていないというの出してしまう可能性が、OECDから合意が出てしまうのではないかなと思うのです。9月中に出すのであれば大丈夫だったと思うのですけれども、10月だと一般にマスコミも報道してくると思うので、その点、気をつけたほうがいいのかなと個人的には思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 今の点は、事務局から先ほどのお答えのとおりということで、もう少し事実関係についてきちっと確認を取った上で記述を最終的に決めていくということによろしいかと思います。

そうしましたら、ほかに委員の皆様方、いかがでしょうか。大体、皆様、言いたいことはおっしゃっていただけましたでしょうか。

どうぞ。

【関口委員】 瑣末なところで2つですけれども、1つは入れ替えをさせていただきたいというのと、もう一つは確認です。

1つ目は、35ページの消費税の清算基準のところ、前回、私が意見を申し上げて書き換えていただいたところで、私の趣旨に従った書き換えをさせていただいたと理解しています。ただ、順番を事実即して変えていただくといかないというのがあります。「これまでの清算基準は」というところは、3つの改正をしてきたというので、統計データの話、人口の割合、従業員の割合という3つの項目があるのですけれども、この項目の順番を、人口と従業員数の記述を入れ替えていただいたほうが事実即している感じになるのです。

具体的にはどういうことかと申しますと、統計のデータというのは一部除外と差し替えなのです。正確に言うと差し替えなのですけれども、それをした上で、従業員の割合というのは下げる感じになっていて、結果として人口の割合が多くなっている、そういう感じなのです。ですから、右側の36ページの辺りに改正の経緯みたいなものも載っているの、そこを見ていただくと趣旨が分かると思うのですけれども、基本的には統計のデータを精緻化しようという感じで、除外したり、さらに追加したりする方向で改正をしてきていて、従業員数のほうは減っていくような感じで、減っていている理由は、経済センサスを統計のほうに入れ込んでいるということで減っていった、それをやって蓋を開けてみると、人口の割合が現在50%ぐらいになっているという姿で、この状態から統計の割合というのを、今、供給サイドのデータになっているものを需要サイドのほうで見られないかとか、そういう話の議論に流れていくところですので、先ほど申し上げたように入れ替えていただくと正確な流れになるなど。

一つ申し上げると、統計データの一部は除外もしているのですけれども、追加をしているのもあるので、除外と追加というふうに書いておいたほうがよろしいかなという気はします。これが1つ目です。

2つ目は、56ページの記述のところ、書き換えもさせていただいて、先ほど沼尾先生が感染症対策目的の特例公債の償還ということで、私もそれはそういうふうにあります。

これは確認ですけれども、この上に書いてある「グローバルな経済活動から得られる利益や環境負荷への行為に対して、課税する」という税金、こういった税金を全てコロナ対策に充てるという発想ではなくて、感染症対策のための税金の一例として挙げているという理解でいいかどうかです。

これは先ほど、松原委員からピラー1が止まるという話はあったわけですが、あの税金がそれほ

ど上がってこないにしても、ああいったものの税収をどういうふうに取り扱っていくのかということはいろいろな場面であり得ると思いますし、地球温暖化対策税とか炭素税といったものもいろいろな場面です。いろいろな可能性があるという理解をしていますので、ここで挙げている課税をするやり方は、コロナ感染症対策のための財源の一つとしてこんな方法があり得るという記述という理解でよろしいかどうかということです。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、小林委員も手を挙げていただいていますので、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 小林です。

私、冒頭参加していなかったものですから、これはもう答申全体に対するコメントということでもよろしいですね。

【諸富小委員長】 結構です。

【小林委員】 これは前回の答申から実はあった問題で、指摘しそびれてしまったので、細かいところを3点ほどまず指摘させていただきたいと思います。

まず、76ページの最後のポツです。これは本当に細かいところで恐縮ですが、最終版に向けてということで、CO2排出量をどのように補足するかという、この「補足」は違う字ですよというのがあります。「捕捉」のほうが適切ではないかなという指摘が一つ。

それと、次のページの下から2つ目のポツで走行距離課税の話が出てくるのですが、「例えば、課税標準を車体重量又は走行距離課税に」、言いたいことは分かるのですが、表現としては「課税標準を車体重量又は」という言い方にするということは、そこは「走行距離課税に」ではなくて「走行距離に」としたほうが課税標準を走行距離にするという意味になるので、課税標準を車体重量にするか、または走行距離課税にするかみたいな書き方もあり得るかと思うのですが、そこは少し整合性が取れていないかなという感じがするので、御検討いただきたいというのが2つ目です。

あと、80ページの2つ目のポツで、「暫定税率」と出てくると思うのですが、まだ「暫定税率」という表現を使っているのかどうかというのは行政の世界で確認していただければなというところですが、暫定税率で期限つきだったものを書き換えて、「当分の間」とはついているのですが、そこはあり方を変えましたよね。「暫定税率」とはもう呼ばないということになるのではないかなという気がするのですが、違ったのかな。もう本則のほうに書いているのではなくて、あくまで特別措置法のほうに書いてあって、「当分の間」と書いてあるのであれば、「暫定税率」という言い方でもいいのかなと思うのですが、その辺が少し気になったので御確認いただければというのが細かいところですが。

それと、今日出てきた議論で気になったところが2つあるので、お話しさせていただきたいと思います。森林環境税のくんだり追加されましたよね。さっき金井先生からも入れてくれてありがとうございます。コメントがあったかと思いますが、あれはどこに入っていましたか。「税制のグリーン化」のところに入っていたか。

【内田税制調査担当課長】 62ページです。

【小林委員】 地球温暖化対策のためのということか。それならいいのかな。もし「税制のグリーン化」というところを書くとなると、収入目的のためだけの環境という名前のついた税を税制のグリーン化というものに位置づけるのはどうかなと思ったのですが、ここであればいいのかなという気がします。

ただ一方で、地方税に付加したものを国が召し上げてみたい、そのあり方がどうなのかという意味では、偏在是正措置のところであった話ともかなり密接な関連をするところなので、でも、あれは偏在是正

なのでそこに位置づけるのもどうかというのはあるので、場所としては確かにここが適当なのかなと思います。結果としては、ただの感想になります。

もう一つオリパラの話ですけれども、個人的な印象というか感想としては、東京都から出てくる文書だからということで書いてほしいというコメントだったかと思いますが、税調で全く議論していない、しかしそんな重たい話をこの答申に書くのは、私は責任を負い切れないというのが正直なところで、とはいえ、振り返ると、何も議論しなかったかということであると、今回4年間やりましたけれども、その前の期だったかと思いますが、オリンピックがこれからというときに、大都市の税制のあり方ということで、わざわざ前のイギリスのロンドンオリンピックの現地調査をやってもらって、その報告書をみんなで見たということはあったかと思うのですけれども、それは前期にやった議論で、今期この4年間一度もこの話はしていないのではないかと思うので、そういう意味ではこの答申でオリパラの話に触れないというのは、私は妥当な対応かなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、池上会長、今の関口委員、小林委員の御意見、コメント、御質問に対していかがでしょうか。

【池上会長】 ありがとうございます。

関口委員からありました35ページのところで、書く順番を変えることについては、今御説明いただきましたので、そこは工夫させていただきます。

それから、特別会計化のところは、税収をそれに充てるというふうに目的税化するわけではないですねという確認だったかと思うのですが、それはおっしゃるとおりで、特別会計をつくるからといって、そこに必ず特定の税目を結びつけてほかに使えないようにするという話にはならないので、私はそのとおりだと思います。

それから、小林委員からお話がありました、今も暫定税率がどうかというのは、私も確認しているわけではないので、ここは後で確認します。

それから、森林環境税のところは、62ページにあるので、今は「税制のグリーン化に向けた取組」というところに入っているのです。小林委員は、ここではなくて「『地球温暖化対策税のための税』の将来像」のほうだったらいいけれども、「税制のグリーン化に向けた取組」だったら違うのではないかと、そういう御意見でしたか。

【小林委員】 そうです。

【池上会長】 ということは、載せる場所を動かしたほうがいいのかという話ですね。

【小林委員】 議論の余地はあるとは思いますが、あれを税制のグリーン化と呼ぶのは私の中ではかなりしっかりこないで、検討の余地があるのかなと思います。

そこは諸富先生の御意見も伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 私も小林委員の御意見に近いです。

【池上会長】 分かりました。ありがとうございます。

もともとこれは前回、第4回ときに金井委員と土居委員から御発言があって、それで検討してこういう記述になっているのですが、金井委員はどうですか。この記述をそのまま使うのですけれども、載せる場所を変えるというのはどうですか。アではなくて、イのほうに動かすというのはいかがですか。

【金井委員】 はまりが悪いというのは誠にそのとおりで、しかも私も唐突に思いついた話ですが、非常に重要なことに全く触れないのはまずいだろうなということで、どこかに触れてあればいいのではない

か。

ただ、森林環境税というのは非常に多面的なのですよね。人間がいなくなった管理不行き届き土地に対する財源確保という意味と、単なるお金、特に都市部はそういう感覚でいると思うのですね。それから、非常に逆進的などという、非常に筋の悪いものの上に、さらに地方税に付加して、それを全部召し上げるといふ、集権的でもある上に格差拡大的でもあるという意味で、非常にまずい面も備えている。けれども、一方で森林の管理に金がかかるけれども、その財源を確保するのをどうするのか、要するにお金がないときにどうするのかという議論のときに、財源調達を実現したという意味では非常にいい意味です。ただ、それはグリーン化では全然ないですよね。グリーン化と言えばグリーン化と言えるのですかね。木を植えて二酸化炭素を吸収したら、グリーン化と言えるかもしれないですけども。多面的なものなのでどこに入れるかというといふ入れにくいというのはそのとおりなのですけれども、触れていただいたということはありがたいし、いいことではないかなと思っています。場所はどこでもいいというか、どこに入れてもフィットしないということだろうと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、どこに入れるか、考えさせていただきます。ありがとうございます。記述はこのまま使います。

オリンピック・パラリンピックに関しては、私も小林委員が言われたのと同じようなことを考えていたので、先ほどああいう答え方をしたところです。それも含めて、この点はお任せいただきたいと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 事務局から補足説明等はございますか。

【三浦税制調査担当部長】 では、事務局から最後に御挨拶をさせていただきます。

関口委員から御指摘がありました消費税の清算基準等については、確かに前後で入れ替えということで文書の修文をさせていただきますと思っています。

また、御質問のありました、グローバルな経済活動等々から得られる税収の扱いについては、まさに関口先生の御理解のとおりだと私も考えてございます。全てコロナ感染症対策のための税に使うということではなくて、一例として記載したものであるという御理解でお願いできればと思っています。

小林先生から御指摘いただいた部分については、誤植の部分直すとともに、暫定税率の書き方については、今もって各自自治体が出しているパンフレット等では「暫定税率」という書き方をしているものが多いのですけれども、法令の根拠を確認した上で正させていただきますと思います。

オリパラの関係については、今期、実は小委員会を含めて全く議論をされていなかったということもありまして、事務局サイドで勝手に追記することはできかねるということで、こちらについては記載をしていなかったのですけれども、この扱いについてはまた池上会長と御相談させていただいた上で考えたいと考えてございます。

最後に、工藤委員や松原委員から御意見をいただきましたOECDの提案による国際課税ルールについての記述ですけれども、松原先生からもお話がありましたとおり、この内容についてはまだ日々動いているということで、注釈の書き方も含めて事務局としてはかなり苦慮している部分ではございます。実際に公表されている情報の中で記載をしていかざるを得ない。また、一方で松原委員から情報をいただいておりますけれども、実際にOECDのメンバーの中からは具体的な情報をいただいている部分はあるのですけれども、ある程度公になった情報の中で書かざるを得ないというところで、できるだけその辺りを確認しつつ時点をアップデートして、できる限り詳細な記載に努めていきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 お答え、ありがとうございました。

ほかに御発言がおありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。皆様、おっしゃりたいことはおっしゃっていただけましたでしょうか。

そうしましたら、議論も尽きたと思いますし、皆様、修正点を確認していただき、再修正ほか、追加説明、いろいろと御提案いただきましたので、池上会長及び事務局のほうで最終的な文言を取りまとめていくという作業になるかと思えます。

皆様、熱心な御討議をありがとうございました。本日の委員の追加的な御意見も踏まえた上で、改めて案文の修正を行って、池上会長と私及び事務局にお任せいただきたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様の御了解をいただきましたので、修正を行った上で答申案として今度は総会のほうにかけさせていただきますこととなります。ありがとうございました。

最後に、事務局から今後の日程等の説明をお願いいたします。

【三浦税制調査担当部長】 答申の取りまとめに向けまして、今月に総会を2回開催したいと存じます。第2回総会は10月14日木曜日、第3回総会は10月22日金曜日、いずれも午前10時からオンライン開催とさせていただきたいと存じます。

事務局等におきましては、第2回総会は都庁第1本庁舎7階の中会議室、第3回総会は都庁第1本庁舎7階の大会議室を予定してございます。

なお、本日の議事録につきましては、後日改めてホームページに掲載される予定となっております。

最後になりますが、私ども事務局におきまして本答申の広報PR用として作成をいたしました「令和3年度東京都税制調査会答申・概要版」のデータを各委員の皆様へ送らせていただいております。この内容についても、後ほど御確認をいただければと存じます。

事務局からの御連絡は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議事をこれにて終了といたします。

本日は、お忙しい中、御参集をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、第5回小委員会を閉会とさせていただきたいと思えます。

皆様、どうもお疲れさまでした。

— 了 —